

オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」）の記録については、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「特定健診等の実施に関する基準」により、保険者である東京都弁護士国民健康保険組合（以下、「弁護士国保」）は、加入者が以前加入していた保険者に対し、当該加入者の特定健診等に関する記録の写し（以下、「特定健診等データ」）の提供を求めることができ、当該記録の写しの提供を求められた保険者は、記録の写しを提供しなければならないこととされています。

特定健診等データについては、オンライン資格確認等システムの機能を活用した提供が可能で、オンライン資格確認等システムを活用する場合に限り、加入者への同意取得は不要となっています。

なお、加入者は、以前加入していた保険者が保有する特定健診等データをオンライン資格確認等システムにより弁護士国保に提供することを希望しない場合は、申し出をすることが可能です。情報提供を希望しない場合は、弁護士国保へ「不同意申請書」の提出をお願いいたします。

1. 提供されない具体的な情報項目について

特定健診情報には以下の項目があり、「不同意申請書」の提出によりその全てが旧保険者から弁護士国保に提供されません。

特定健診受診年月日、特定健診情報（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等）

2. 不同意による効果と留意事項について

- ・ 本申請をもって当組合はオンライン資格確認等システム上に設定を行い、弁護士国保が、加入者が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健診情報が閲覧できないようにします。
- ・ **ただし、今後弁護士国保から別の保険者へ異動した場合、異動後の保険者において、当該保険者が、加入者が過去に加入していた保険者の保有する特定健診情報を閲覧できないようにするために、システム上の設定が再度必要となることから、異動先の保険者に対して不同意に係る本申請書を再度提出する必要があります。**

3. 申請方法

下記申請書をダウンロードし必要事項を記載してください。申請される方の弁護士国保の被保険者証のコピーを添付の上、当組合事務局へご提出ください。

[不同意申請書\[PDFファイル\]](#)